

法人春日部

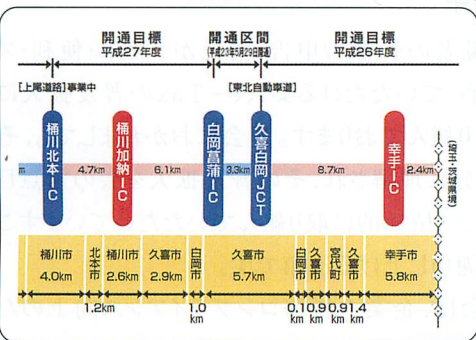
第160号
(平成26年11月号)



公益社団法人 春日部法人会
〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-28 春日部市商工振興センター3階
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

みんなで回覧しましょう。

ホームページを是非ご覧ください <http://kasukabehojinkai.jp/>



首都圏中央連絡自動車道(圏央道)

圏央道は、都心から約40～60kmの位置を環状に結ぶ延長約300kmの高規格幹線道路で、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、また、東名、中央、関越、東北、常磐、東関東などの放射幹線道路と接続することで交通の分散化が図られ、首都圏の交通混雑が緩和されるほか、環境改善、経済効率の向上などが期待されます。

〔わが町〕

幸手 圏央道久喜ジャンクション

遅れに遅れましたが、ようやく来年、圏央道白岡菖蒲インターチェンジと桶川北本インターチェンジ間の未開通区間が開通することになりました。これが完成しますと、久喜インターチェンジから関越、中央、東名の3つの高速道路に、都心を経由せずに高速道路だけでつながることになります。

たとえば軽井沢に行く場合、現在でも久喜インターからですと、東北道で岩舟ジャンクションまで行き、そこから北関東道、関越道、上信越道と高速道路だけを乗り継いで、2時間足らずで行けるのですが、さらにそれが20キロ程度短縮されそうですので、1時間半くらいで行けるようになります。それに中央道や東名高速にだって、都心を通過せずに行けるのはたいへんなメリットがあります。写真はそのキーポイントになります。久喜ジャンクション付近の近影です。物流も大きく発展すると思います。久喜地区の今後の発展のカギを握る地域です。

CONTENTS

税務署だより	2～3
第31回 法人会 全国大会	4～7
花と緑いっぱい運動/ 税を考える週間公開講座	8
決算期別説明会/ 新設法人説明会/ コンプライアンス研修	9
税についての作文	10～11
「租税教室」/ 県税からのお知らせ	12
想うがまま	13
支部だより	14～15
女性部会 公開講演会・現地研修	16
青年部会 サイエンスショー/ 会員交流 ゴルフ大会	16
法人会の会員サービス	17
国税庁からのお知らせ	18
読み物「鳴かぬホテルが身を焦がす」	18
厚生委員会だより	19
読み物 モノづくり日本と海外展開	20
読み物 「誰のために仕事をしているのか」を考えてみよう	21

税 務 署 だ よ り

着任のごあいさつ



春日部税務署副署長
春日 裕司

この度の人事異動により、春日部税務署副署長を拝命いたしました春日でございます。

公益社団法人春日部法人会の皆様には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、公益社団法人として昨年4月1日に新たなスタートを切れ、従前にも増した公益性の高い活動をなされていることに、心より敬意を表する次第です。貴法人会と私どもとの相互の信頼協力関係を強固なものとし、連絡協調を図ってまいりたいと考えております。

貴法人会は、「健全な納税者の団体」「良き経営者を目指す者の団体」として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るため、決算期別説明会、新設法人説明会をはじめとする各種研修会を開催され、毎年11月の税を考える週間では、春日部税務署管内税務行政協力会の中心となり「公開講座」を開催するなど、活発な活動を展開されておられます。

また、「花と緑いっぱい運動」など、社会貢献活動等を通じ、地域社会の健全な発展にも大きく貢献されています。

租税教育活動においても、小学校での租税教室及び、中学生の「税についての作文」活動に積極的に参加されるなど、多大な貢献をいただいております。

このような活動は、野原会長をはじめとする役員の皆様方の献身的なご尽力と、会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であり、改めて敬意を表する次第です。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境を見ますと、急速に進む少子高齢化や経済取引のグローバル化・IC

T化に伴い社会情勢は日々変化しております。

こうした中で、納税者の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実施する」という私どもに課せられた使命を着実に果たすため、納税者利便の向上を図るとともに、変化に対応した効率的な事務運営に努めてまいりたいと考えております。

特に、17年ぶりの税率引上げとなった消費税や来年1月以降の相続税課税ベース拡大等の改正内容の広報・周知・相談などに適切かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、納税者の皆様の申告・納税が「簡単・便利・スムーズ」に行っていただけるよう、e-Taxの普及拡大に積極的に取り組んでおります。貴会におかれましても、その趣旨を十分に理解され、その普及拡大を会の重点目標の一つとして積極的に取り組んでいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

更に、貴会は、企業の税務コンプライアンス向上のために「自主点検チェックシート・ガイドブック」の活用を推進されております。これは、税務リスクの軽減につながるだけでなく、企業の成長にも寄与するものと期待されます。春日部署といたしましても、できる限りの協力をさせていただきますと考えております。

結びに、公益社団法人春日部法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心より祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。



春日部税務署の定期異動の状況

7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。主な異動は、次のとおりです。

	《新任者》	《前任者》
署長	清澤 清 留任	
副署長 (個人・資産担当)	内海 智 留任	
副署長 (法人担当)	春日 裕司 関東信越国税局調査査察部特別調査官	西村 佳久 名古屋国税局 中税務署
副署長 (総務・管理運営・徴収担当)	坂主 純一 国税庁企画課主任分析専門官	中原 義仁 関東信越国税局 徴収部
総務課長	中村 孝志 関東信越国税局酒税課課長補佐	小林 全 新潟税務署
総務課課長補佐	福田 恵子 春日部税務署徴収総括上席	有賀 伸一 所沢税務署
法人課税第1統括官	大須賀 一正 留任	
法人課税第2統括官	松浦 由行 越谷税務署法人課税第5統括官	和久 則夫 宇都宮税務署
法人課税第3統括官	宮下 保 大宮税務署連絡調整官(法人)	村社 良英 関東信越国税局
法人課税第4統括官	丸岡 茂樹 留任	
法人課税第5統括官	吉田 剛喜 土浦税務署法人課税第3統括官	石橋 勝志 浦和税務署
法人課税第6統括官	中村 弘 館林税務署法人課税第2統括官	中出 一代 川口税務署
連絡調整官 (法人)	佐野 佳子 宇都宮税務署酒類指導官総括上席	恩田 和夫 前橋税務署
法人課税第1部門 上席国税調査官	八重樫 美香 春日部税務署法人課税第5	高山 弘行 松本税務署

平成26年分の年末調整説明会開催のお知らせ

今年も年末調整を行っていただく時期となりました。つきましては、年末調整説明会を以下の日程により開催いたしますので、都合のよい会場にお越しください。なお、説明会では「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを用いて説明いたしますので、税務署から源泉徴収義務者の方にお送りしましたこれらパンフレットをお持ちいただきますようお願い申し上げます。

開催日	開催時間	開催場所
11月18日(火)	14:00~16:00	久喜総合文化会館 小ホール 住所:久喜市大字下早見140番地
11月19日(水)	14:00~16:00	幸手市保健福祉総合センター(ウェルス幸手) 住所:幸手市天神島1030-1
11月21日(金)	10:00~12:00	春日部市中央公民館 住所:春日部市粕壁6918番地1
11月21日(金)	14:00~16:00	岩槻本丸公民館 住所:さいたま市岩槻区本丸三丁目17番1号
11月25日(火)	14:00~16:00	蓮田市コミュニティーセンター 住所:蓮田市大字貝塚1015番地

※春日部会場と蓮田会場は昨年と異なる会場なのでご注意ください。

※会場の駐車場を利用される場合は、入口で「年末調整説明会に出席する」旨、申し出てください。

※不明な点等ございましたら、遠慮なく税務署にお尋ねください。

お問合せ 春日部税務署 048-733-2111(代) 自動音声案内の「2」をお選びください。税務署の担当部署におつなぎします。

第31回 法人会全国大会 栃木大会

平成26年10月16日(木)
栃木総合文化センター



会場全景



記念講演
TBSテレビ報道局
杉尾秀哉氏



主催者挨拶
全国法人会総連合
池田会長



来賓祝辞
国税庁 林長官

第31回「法人会全国大会」栃木大会が宇都宮市で行われ、栃木県総合文化センターは、全国から参加した会員で溢れました。

第1部：記念講演では、TBSテレビ報道局 解説・専門記者室長 杉尾秀哉氏が、「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望～」をテーマに、歯切れよく、熱心に語られました。

第2部の式典は、地元栃木県連高橋会長の歓迎のあいさつで始まり、主催者である全国法人会総連合 池田会長は、「この大会は、『法人会の税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研さんを通じ一層の連携を深めることが目的」と挨拶されました。来賓である国税庁の林長官は、ユーモアいっぱいの挨拶の中で、法人会が現在取り組んでいる「税のコンプライアンス研修」にも触れられました。

表彰は「会員増強」「研修参加率向上」「福利厚生制度推進」の3種類で、春日部法人会は福利厚生表彰において、その年度において顕著な成績を挙げた単位会として表彰されました。

租税教育活動の報告は、松戸法人会青年部会による「落語税金教室」でした。従来の内容を大きく見直し、税をテーマにした落語を新たに創作するとともに、飢えや学校に通うことのできない世界のこどもの日常と自分たちの日常の違いから税の役割を考える取り組みが紹介されました。

税制改正提言の報告及び大会宣言は、掲載した文章をご参照ください。なお、次回開催は平成27年10月8日徳島大会の予定です。

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新たな公益法人等への移行後も、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す政府の積極的な経済政策が一定の効果を受け、景気は回復基調にある。しかし、今後、経済の自立的な好循環構造を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上昇の持続が必要であり、それらを後押しする実効性のある成長戦略が何より重要となる。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題である。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、地域経済と雇用の担い手である中小企業は、経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き厳しい状況にある。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成27年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ栃木の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成26年10月16日 全国法人会総連合全国大会



大会宣言

左から
坂田税制副委員長
大隈副会長
山崎副会長



税制改正に関するスローガン

■ 総論 ■

まだ道半ば。国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を！
厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を！

■ 法人税 ■

法人の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率も15%の本則化とする見直しを！

■ 事業承継税制 ■

本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

平成26年度 税制改正に関する提言(要約)

● 基本的な課題 ●

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

○改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることにすれば、いくら増税しても間に合わない。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要のほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。

(1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。

(3) 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。



税制改正提言の報告

3. 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
- (2) 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になろうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- 社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行政改革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。
- 「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 共通番号制度について

- マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。
- 個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

- 今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性 ②経済の持続的成長と雇用の創出 ③少子高齢化や人口減少社会の急進展 ④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- 復興特別法人税が1年前倒して廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依

然として大きい。こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。

- 税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。

- (1) 法人実効税率20%台の実現
- (2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。
 - (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
 - ③対象会社規模を拡大する
 - (2) 親族外承継への事業承継に対する措置の充実
 - (3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承

継税制の創設

Ⅲ.国と地方のあり方

- 地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。
- 地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。
- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
- (2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。
- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

Ⅳ.震災復興

- 被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ.その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

● 税目別の具体的課題 ●

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し

- (3) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

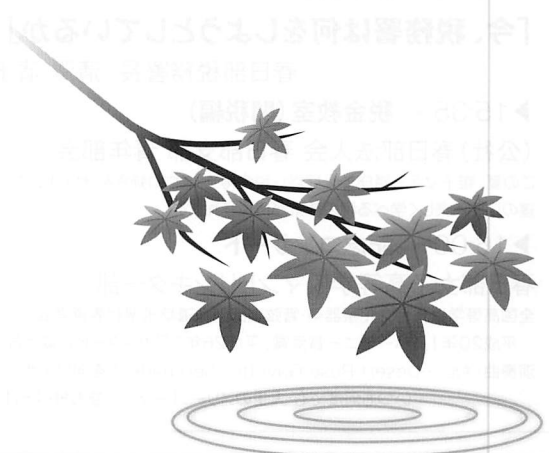
1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す
 - (1) 贈与税の基礎控除の引き上げ
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)の引き上げ

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す
 - (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
 - (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。
 - (4) 土地の評価については行政の効率化の観点から一元化すべき
2. 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止する
3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
4. 法定外目的税は税收確保のために法人に対して安易に課すべきではない

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告の推進について



今年もやります 法人会

(公社)春日部法人会・地域社会貢献運動 花と緑いっぱい運動を展開

春日部市社会貢献推進委員会



花と緑いっぱい運動啓発品

自然と人間の調和・環境共生へのチャレンジをテーマに実施してきた春日部法人会の花と緑いっぱい運動も、18年を経過しました。今年も各市町の産業祭な

どの様々なイベントで運動を展開しています。参加予定(一部終了)の主なイベントは、表のとおりです。花の種のほか、各支部で工夫した様々な啓発品の配布などを行っていますので、ぜひお立ち寄りください。

また、イベント会場では、同時に「税の啓発活動」や「さいたま緑のトラスト基金」への募金を行っています。緑のトラスト運動は、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末永く保存していこうとする運動で、春日部法人

支部	実施日	催し名及び開催場所
春日部	6/ 1 (日)	エイサーまつり／春日部市商工振興センター
	10/18(土)・19(日)	かすかべ商工まつり／大沼運動公園
	4/19(土)・7/26(土)・11/8(土)	ジャズデイかすかべ／中央第四公園
岩槻	11/ 2(日)	第10回 岩槻区民やまぶきまつり／岩槻文化公園
久喜	10/19(日)	第28回 久喜市民まつり／久喜駅前(西口)
蓮田	8/23(土)	第25回 はすだ市民まつり／のくぼ通り
	11/ 3(月)	雅楽谷の森フェスティバル／蓮田市役所
	11/29(土)	蓮田マラソン／黒浜グランド他
幸手	11/ 9(日)	第21回 幸手市民まつり／幸手駅前通り
宮代	10/26(日)	第25回 みやしろ産業祭／宮代町商工会駐車場
白岡	8/ 2(土)	白岡まつり(商工まつり)／市役所駐車場
	11/15(土)	しらおか農業まつり／白岡味彩センター
	11/23(日)	わんぱく笑(商)店街(軽トラ市)／白岡駅西口周辺イベント広場
菫蒲	11/ 3(月)	産業祭／あやめ公園
栗橋	11/16(日)	栗橋やさしさときめき祭／久喜市栗橋文化会館
鷲宮	10/25(土)	コスモスフェスタ／鷲宮総合支所
杉戸	7/19(土)	杉戸夏まつり／日光街道
	11/ 3(月)	杉戸町産業祭／アグリパークゆめすぎと
庄和	8/30(土)	庄和夏まつり／庄和総合公園
	11/ 9(日)	産業祭／庄和総合公園
本部	随時	本部対応の税務講習会等／税を考える週間公開講座

会では、今年も知事より感謝状をいただきました。

自分たちの住むまちを、自分たちが育てた花と緑で満ち、潤いある町にしようとする事業にご協力をお願いします。



税を考える週間公開講座

▶ 平成26年11月11日(火)
会場：ふれあいキューブ 1階多目的ホールC

プログラム 15:00~17:00 (受付 14:30~)

▶15:00~ 開会行事

▶15:10~ 記念講演

「今、税務署は何をしようとしているか」

春日部税務署長 清澤 清 氏

▶15:35~ 税金教室(関税編)

(公社)春日部法人会 春日部支部 青年部会

この夏、親子マネー講座で大好評! 税金博士・ユウコ姉さん・ゼイキング(?) 達の演ずる楽しく学べる税の教室が再現されます

▶16:00~ 記念コンサート

春日部女子高等学校マンドリンギター部

全国高等学校総合文化祭器楽・管弦楽部門派遣埼玉県代表選考会

平成20年1月ハーモニー賞受賞、平成26年1月カンタービレ賞受賞

演奏曲(予定)…Desert Rose・Gavotte-Serenade・上を向いて歩こう
いつも何度でも・人生のメリーゴーランド・空も飛べるはず

「花と緑いっぱい運動」
地域社会貢献運動推進中
先着150名
花の苗プレゼント

一般参加者歓迎!!
入場無料
定員150名
(先着順)

▶お問い合わせは…

公益社団法人 春日部法人会

〒344-8585 春日部市粕壁東1-20-28

TEL.048-761-3551 / FAX.048-752-8244

決算期別説明会が開催されました

決算法人を対象とした税務講習が4月に続き下記の日程で、関東信越税理士会春日部支部の先生方及び春日部税務署八重樫上席調査官を講師に開催されました。説明会では、法人会が作成した『わかりやすい会社の決算・申告の

実務～法人税申告へのアプローチ平成26年度版～』をはじめ、税務署からもたくさんの資料提供がありました。

この説明会は毎年4・7・10・1月に開催されています。次回は1月です。該当の方はぜひお出かけください。

月日	時間	講習会場	講師(税理士会)
7月28日	14時～16時	久喜総合文化会館	中原 信子 先生
7月29日		岩槻本丸公民館	須賀 昌則 先生
7月30日		春日部市民文化会館	前澤 巨也 先生
10月21日		久喜総合文化会館	中原 信子 先生
10月23日		春日部市民文化会館	出来 太 先生
10月24日		岩槻本丸公民館	渡辺 昭二 先生



新設法人説明会が開催されました

平成25年12月～平成26年6月に創立された法人を対象に、法人税・源泉所得税・消費税などについての説明会が開催されました。説明会では、法人会作成の「新設法人のための会社の税金ガイドブック」のほか、税務署からも多数の資料が提供され、指導は、関東信越税理士会春日部支部の先生方と春日部税務署八重樫上席調査官にお願いしました。次回開催は3月です。

月日	時間	講習会場	講師(税理士会)
9月16日	13時30分～16時	久喜総合文化会館	櫻井 一徳 先生
9月17日		春日部市民文化会館	須賀 昌則 先生

企業の税のコンプライアンス研修を実施しています

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。法人会では、この度、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成しました。この点検で、税務コンプライアンスが向上し、企業の成長や税務リスクの軽減につながります。この取り組みは全国の法人会が進めています。春日部法人会では、様々な機会に資料を配布し、使い方の講習を行っています。ぜひ、ご活用ください。



県税からのお知らせ

これからはインターネットでカンタン申告!

エルタックス
eLTAX

埼玉県では、地方税の電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」がご利用いただけます。混み合う窓口へ申告に出かけることなく、オフィスや自宅に居ながらにして、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告ができます。

申告書の作成支援機能もあり、税務ソフトウェアとの連携も可能(eLTAX対応ソフトに限ります)。カンタンに申告書が作成できます。また、税理士の署名のみでご利用になれます。

さらに、法人県民税・事業税に関する申請・届出の一部についても、eLTAXにより電子的に提出することができます。ますます便利になったシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。

利用開始手続きなど詳しくは、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。



【お問い合わせ】 各県税事務所か県税務課 TEL.048-830-2657 FAX.048-830-4737

平成26年度 中学生の「税についての作文」受賞作

「税についての作文」募集に6,583作品

国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催する「税についての作文」募集が9月8日まで行われました。春日部法人会では、租税教室同様、中学生の時期に税について考えることは意義あるものと捉え、積極的に協力し、推進してきました。



地区審査会

今年度は、春日部税務署管内の中学校46校(6校増)から、6,583作品(397作品増)の応募があり、昨年を上まわりました。9月17日には、春日部税務署において地区審査会が行われました。作品には、学校生活や公共サービスと税の関わり、税(消費税)の使途、社会生活と税、納税者となった時の心構えなど、中学生の視点でとらえた税についての考え・思いがしっかりと述べられていました。

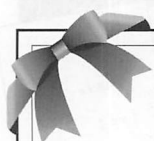


中学校に作品募集を依頼



平成26年度中学生の「税についての作文」事業 法人会会長賞

春日部市立谷原中学校 3年1組 佐藤 凌 さん



平成26年度中学生の「税についての作文」事業 協力優秀校への法人会支部長賞の贈呈

本年度も作品募集にご協力いただきありがとうございました。主催者による優秀作品の表彰の他、特に募集に功績のあった下記の学校に、支部長賞を贈呈する予定です。

春日部	春日部市立春日部中学校	白岡	白岡市立南中学校
岩槻	岩槻市立西原中学校	菖蒲	久喜市立菖蒲南中学校
久喜	久喜市立久喜東中学校	栗橋	久喜市立栗橋東中学校
蓮田	蓮田市立蓮田中学校	鷲宮	久喜市立鷲宮東中学校
幸手	幸手市立東中学校	杉戸	杉戸町立東中学校
宮代	宮代町立須賀中学校	庄和	春日部市立葛飾中学校

平成26年度 法人会会長賞

支え合って生きている

春日部市立谷原中学校 3年1組 佐藤 凌さん

この夏、僕は社会の宿題で公民新聞を作るために、身近な税金、消費税の事を色々知りたくて、とことん消費税の事を掘り下げて調べてみました。一学期に税の講習を受けて、もっと知りたいと興味を持ったのです。

消費税の使い道は、子育て支援・医療・介護・年金でした。僕が買い物をする時に払っている消費税は、百円にもならない少額なのに、こんなにすごい事に使われていると知り、とても嬉しくなりました。

日本はこの先、高齢化社会がますます加速していくと思います。社会保障給付費が今よりも必要になってきます。社会保障給付費は、みんなが安心して生きていくためのものなので、しっかり財源を確保しなくてはなりません。

健康で若く働く事ができ、生活のためのお金を稼げる間はいいけれど、働けなくらい高齢になったり、事故や病気で働けなくなってしまった時、生活のためのお金を自分で稼ぎたくても稼げなくなってしまいます。

病気なのに、お金がなくて病院へ行けない、生きるために欠かせない生活必需品が買えない。

もし、こんな事になってしまったら、日本国憲法三大原則である、基本的人権の尊重、社会権を侵害されてしまいます。人は、赤ちゃんから高齢者まで、みんな人間らしく生きるための権利があ

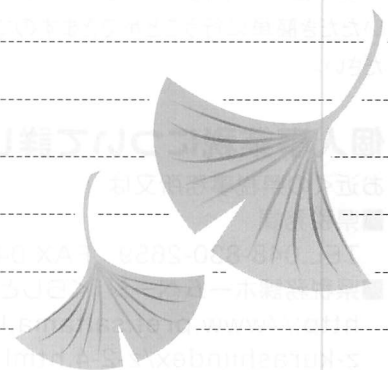
ります。この権利を守っていくために、社会保障給付費は、とても大切な給付金だと思います。

消費税は、水平的公平の税金ですが、一定以上の額の売上がない事業者は、非課税となるなど、弱い立場の事業者の負担が大きくなってしまわないような対策がなされています。

僕がよく行く駄菓子屋さんは、増税後も値段が変わっていないので、非課税事業者なのかもしれません。

でも、駄菓子屋さんの仕入れの値段には消費税がかかり、仕入れ値が高くなっているかもしれません。ずっとそのままの値段で駄菓子を買ってくれる駄菓子屋さんのおばあちゃんに感謝しました。

税金は、みんなで支え合って生きていくための貯金でした。一人一人の力は小さくても、大勢集まると大きな力になります。一人一人がきちんと納税する事は大切だと思いました。



● 租税教育を行っています

春日部税務署管内租税教育推進協議会の一員として租税教育に取り組んでいます

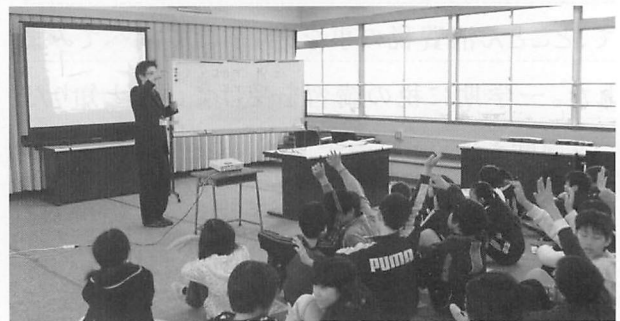
租税教育推進協議会は、税務関係機関(税務署など)・教育関係機関(教育委員会や学校など)・税務関係団体(税理士会や法人会など)27で構成する協議会です。

春日部法人会は独自の事業を実施するほか、構成する機関・団体と協力して、地域や小中学校で実施される租税教育に講師派遣や教材の提供を行っています。



租税教育用DVDもご利用ください

- 時の鏡と王子の涙 ○ポカポカ村の危機
- けんたくんの大冒険 ○おじいさんの赤いつば



【お問い合わせ・お申し込み】 公益社団法人春日部法人会 Tel 048-761-3551 (受付時間 9~17時)

県税からのお知らせ

11月は個人事業税 第2期分の納期です。

11月は個人事業税第2期分の納期です。8月にお送りした納付書により、お近くの金融機関等で忘れずに納めてください。紛失された場合には納付書を再発行いたしますので、お近くの県税事務所へご連絡ください。

なお、個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。利用開始手続きに2カ月程度要するため、これから手続きをしていただくと、平成27年度からのご利用となります。

お申込みの手続きは、お近くの県税事務所へご連絡いただき簡単に行うことができますので、ぜひご利用ください。

個人事業税について詳しくは…

お近くの県税事務所又は

- 県税務課
TEL.048-830-2659 FAX.048-830-4737
- 県税務課ホームページ「くらしと県税」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/z-kurashiindex/z-2-4.html>

法人会の基本的指針

法人会は
 よき経営者きめずもの団体として
 会員の積極的な自己啓発を
 納税意識の向上と
 企業経営および社会の
 健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ
 めざまし 企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

全国法人会総連合

想うがまま



「お迎え」の死生観

久喜支部 株式会社 エル・サイトウ
代表取締役 齋藤 恵

世の中の現象や考え方で、「絶対」という言葉が本当にあてはまることは、たいへん少ないと思いますが、「人間はどんな人でも、いずれ例外なく必ず死ぬ」ということは、間違いのない絶対的の事実です。そしてそのことをどう考えるのかということが、人間の歴史上で発生した多くの宗教や哲学の基本になってきたことも間違いのない事実だと思います。私もいつの間にか60代の半ばに達し、人生の仕上げ期に入りました。今年になってから母が91歳で眠るように他界し、これで妻と私の両親4人の送りが済みました。4人の両親の中で最後になった母の葬儀を終えた時の私の実感は、「順番を違えずに済んでよかったなあ」ということと、「次は自分が送ってもらう番だなあ」というものでした。これは本当にしみじみと感じた実感でした。そんな時期に、久しぶりに「お迎え」という言葉を目にする機会があり、妙に心に響きましたので、ちょっとご紹介させていただきます。

「人生はお勤め」で、「死はお迎え」という伝統的の死生観が、かつて日本にはあったように思います。明治20年代生まれだった私の祖母は、晩年よく「お迎え」と言っていました。直前まで元気で

居て、70歳代後半で、心筋梗塞で急逝した人でしたが、「お迎え」のことを恐れているふしはありませんでした。年齢の離れた夫を亡くして半年後に生まれた私をたいへん可愛がってくれた恩人でしたが、あんなふうな死生観を持っていたら、晩年まできっと心おだやかに生きられただろうと、今にして思います。でも私の祖母が持っていたような「お迎え」という観念は、最近ではあまり聞くことがなくなりました。代わって登場したのが、加齢とか、生活習慣病とか、アンチエイジングといった言葉です。「お迎え」という考え方からすると、老いは病ではなかったのだと思います。誰もが例外なく持っている避けられない運命であり、老いることは別に悪ではなかったはずで、老いを病と考えると、人生とは不幸に向かってまっしぐらに突き進む悲惨な存在になってしまいそうですが、祖母はそんなふうには考えていなかったように思います。健康や長寿を追求する余り、結果がわかるまで半病人みたいな気分になる検査を頻繁に繰り返す検査漬けになってまで、脱老化の観念に呪縛されたくはないなあ、というのが今の私の率直な実感です。それよりもどうしたら自分に授けられた生をまっとうできるか、というふう考えた方がよいのではないかと思うのです。

定期的に適度な運動をし、暴飲暴食をせず、節制した生活を送り、それで「お迎え」が来たら、素直にそれに従う。「お勤め」を終え、「お迎え」が来たら、それが運命だと素直に受け入れる。そんなふうこれから人生を生きられたらなあ、と願っていますが、さてどうなりますか。

創業者そして継承者

菖蒲支部 (有)ゼブラ商店 荒井 良夫

(有)ゼブラ商店と申します。明治33年(1900)年に自転車店として創業し、114年細く長くの小規模商店です。

創業当時は国産自転車メーカーも無く主にイギリスからの「舶来品」だった様です。自転車製造に必要な金属加工やベアリングなど高度な技術が培われ後にはローバーやモリスそしてトライアンフの様に自動車やオートバイメーカーに代っていきました。国内需要増加と共に沢山の国産自転車メーカーができました。当社の屋号であるゼブラ自転車は1901年創業で同時期に丸石、宮田といったお馴染みの自転車メーカーも誕生しました。そして自転車は今も世界中で足として又はレジャー、スポーツとしても愛用されていますが、移動の手段は鉄道、船舶、自動車、飛行機と想像を超えた進歩をとげて来ました。

現在は時代の流れと共に自転車メーカーは一早く製造拠点を製造コストの安い中国へ移した結果、価格競争により日本製とは比較できない程の粗悪品も増え残念ながら、その多くは高級品から雑貨に代わりメーカーも姿を消して行きました。同様に我社も自転車店からオートバイ販売そして自動車販売へとシフトして行きました。自動車も10年前はまだ職人として鍛えられた経験

と観察力で修理してきましたが、今は先ずコンピューターでエンジン、トランスミッション、ブレーキや空調など、作動するほとんどの現状を診断し特定された箇所を点検、調整、修理をします。ガソリンの高騰により一層、低燃費低公害自動車が求められ内燃機エンジンから高性能電池の開発と同時に電気モーターへ動力も代わろうとしていますし、そのインフラを含めた産業形態さえも過渡期にあると思います。俸が2年前に自動車メーカーで5年間の研修後5日目後継者として戻りましたが、やはり将来を考えると不安は絶えません。稼業がこのまま続いたとしたら私は再び後継者として生まれ変わりたいと思えるだろうか、そう考えると今の商売だけでなく将来を見据えて考えなくてはいけないと思います。

昔は沢山あった自転車店は、その姿を消しつつありますが、再び自転車店を見直せば100年後の存続があるかもしれないとも考える今日この頃です。想うがまま…本当に自分が感じた未来を信じ行動するしかありません。



支部だより

春日部支部

ジャズデイかすかべ
H26年7月26日(土)



春日部法人春日部支部



税の啓発、花と緑いっぱい運動

女性部会視察研修
H26年9月10日(水)



街づくりとボランティア

春日部支部女性部会県外研修 街づくりとボランティア

9月10日、春日部支部女性部会では「街づくりとボランティア」をテーマに、深大寺(調布市観光ボランティアの活動)、ハッピータウン大山商店街(全国17の市町村を結ぶ「とれたて村」などの活動)を訪問しました。

商店街では、宮城県蔵王町の中学生が修学旅行の体験販売を実施していて和やかなふれあいがありました。



税とお金の教育事業『親子マネー講座』

法人会春日部支部青年部会では、昨年度より、お金の動きや税の役割を理解し、自分の暮らしや社会の仕組みを考える機会として、小学生の租税教育に取り組んでいます。夏休みを迎え、小学生の親子を対象に、親子マネー講座が開催されました。

今年度の開催は3回。1回目の「おこづかい会議を開こう」では、家計・おこづかい・国の予算と税、2回目は「100円っていくら?」～ハンバーガーから学ぶ世界のお金～では、原料、世界の輸出入、円高・円安、関税などについて学びました。講師のキッズマネーステーションを主宰する八木陽子先生は、世界の本物のお金など様々な教材を準備して難しいテーマを身近な素材で学べるよう工夫され、笑顔や歓声の絶えない講座となりました。後半は青年部会員自らが演ずる「税金教室」。クイズありコント?ありのテンポある展開で、子どもたちにも大好評で、親子そろって時間の経過を忘れるような講座になりました。第3回は、2月28日に「こちらヒット商品開発研究所～みんなで会社を作ろう～」。昨年は、ケーキの企画開発を行い、実際に商品化・販売されています。今年は…



春日部夕涼みフェスタin公園橋
H26年8月23日(土)

庄和支部



税の啓発、花と緑いっぱい運動



庄和夏祭り
H26年8月30日(土)

蓮田支部



はすだ市民まつり
H26年8月23日(土)

白岡支部

白岡まつり
H26年8月2日(土)



税の啓発活動、花と緑いっぱい運動、トラスト募金



絵皿教室



古利根川流灯まつり
H26年8月2日(土)～3日(日)

杉戸支部

鷺宮支部



土師祭(はじさい)
H26年9月7日(日)



杉戸夏祭り
H26年7月19日(土)

「公社春日部法人会宮代支部・宮代町商工会合同研修会
平成26年度税制改正について
企業の税務コンプライアンス向上のために



税務研修「税務改正、コンプライアンス」
H26年10月16日(木)

宮代支部

女性部会

最先端の医療について学びました 女性部会公開講演会「健康セミナー」



春日部法人会女性部会による健康セミナーが、9月19日(金)、春日部市商工振興センターにおいて、春日部税務署清澤署長をはじめ多くの来賓をお招きし、開催されました。4回目となる今回は、地元さいたま市岩槻区ご出身の慶應義塾大学法科大学院教授・医学部外科教授である医学博士古川俊治氏を迎えま

した。講演は、「工学技術を応用した新しい医療」をテーマに、氏が先駆的に取り組んできたロボット手術・遠隔手術支援等の先端外科医療について、豊富な経験を基にし、具体的な映像や多くの資料を提示いただきながら、高度で専門的な内容を参加者目線でわかりやすく教えていただきました。会場を埋め尽くした約100人からは、画面を食い入るように見つめ、感嘆の声や…。後半は、参加者のリクエストに応じていただき、造詣の深い「ワインの話」。健康長寿の秘訣や誤ったダイエットの知恵も加えられ、時にはユーモアいっぱいに語られました。参加者からは、「来てよかった」「もっと伺いたい」「仕事は全て『心』という言葉に感動した」等の声が聞かれました。

現地研修 10月8日(水)、女性部会による現地研修が開催された。この研修は、税に関する研修(懇談形式)と会員相互の交流親睦を目的としたもので、本年度は秋の那須高原での開催となりました。当初懇談のゲストとして予定した関東財務局財務広報室長は日程の都合上出席できず、改めて研修機会を設けることとなりました。研修では、本年度の女性フォーラム(全国大会)の映像を交えた報告、各支部における事業の実施状況や創意工夫している点などの発表などが行われ、有意義な秋の一日となりました。



青年部会

子どもたちの歓声あふれる 県青連協合同事業 「サイエンスショー」に1200人



9月23日(火・祝)、川口リアメインホールが子どもたちの歓声に包まれました。埼玉県法人会青年部会連絡協議会が7年前から県内各地で実施している「サイエンスショー」の今年度の実施は東部ブロック(川口・西川口・越谷・春日部)。多くの来賓を迎えた開会行事では、未来を担う子どもたちに税の大切さや科学の不思議を学んでもらうことは大切と、開催の趣旨が伝えられました。税の研修はしっかりと聞いていた子どもたちも、言葉巧みなチャーリー西

村氏によりダイナミックな科学実験が始まると、会場全体が大興奮。

液体窒素を使ったロケットが会場を飛び、5メートルにも及ぼうという雲の柱が子どもたちの眼前に現れ、巨大な空気砲からは幻想的な煙の輪が光に包まれ会場を泳ぎました。結びは会場全体に100個を超える巨大な風船が飛び回りました。

誰もが主役となれ、会場が一体となったエンターテインメントですが、その中にも科学的な解説や自分でできる実験のヒントがきっちりちりばめられた素晴らしいイベントとなりました。帰路についたどの親子も笑顔で語り合い、その目が輝いていました。



第4回 会員交流ゴルフ大会に130名

10月9日(木) 紫C.C.あやめコース

会員相互の交流と新規会員勧誘を目的に開催しているゴルフ大会。4回目となる今回は、初めて参加されるという新たなメンバーも含め、34組130名の参加をいただき盛大に開催されました。競技後のパーティーでは、支部や業種を超えた法人会ならではの交流が進められました。表彰式で提供される各支部や関係会社の特色ある賞品(副賞)は法人会ならではのもの。



メリットいろいろ!

法人会の会員サービス

▼ 会員特典 ▼ 会員ならではのメリット

- 1 経営者保険・がん保険の保険料割引：会員のみが加入できる有利な保険制度があります
- 2 インターネットバンキング：基本手数料が1年間無料又は減額
- 3 がんPET検診料金の割引
- 4 ゴルフコンペ・情報交換会等への参加：生きた情報の交換、ビジネスチャンスが広がります
- 5 ホームページで会員企業の紹介（準備中）
- 6 法人会サポートローン：取扱事務手数料免除又は金利優遇
- 7 広報紙や資料が定期的に届きます



▼ 研修 ▼ 税務関係はもとより幅広い研修・セミナーを開催しています

- 1 決算期別税務説明会
- 2 新設法人税務説明会
- 3 企業の税のコンプライアンス研修（自主点検チェックシート）
- 4 各種公開セミナー・研修会
 - …健康セミナー、クレーム対応セミナー、e-Tax体験セミナーなど
 - …税務署や税理士など専門家による税務研修
- 5 講演会：著名な講師の講演を行っています
 - ※今後予定されている主な講演会・セミナー
 - 11月 6日 e-Tax操作講習会
 - 11月11日 税を考える週間公開講座（税の講演、租税教室、マンドリンコンサート）
 - 12月 1日 ティーコンサート（税の講演、フルート演奏）
 - 12月17日 怒りを笑顔に変えるクレーム対応セミナー
 - 2月10日 新春講演会（橋本五郎氏講演会）
 - 3月12日 女性部会東部ブロック講演会（坂東真理子氏講演会）

▼ 社会貢献 ▼ 公益法人としてさまざまな活動に取り組んでいます

- 1 公開講演会・講座：広く一般の方が参加できる事業を展開しています
- 2 花と緑いっぱい運動：緑と花のあふれるまちに。花の種や苗の配布などを行っています
- 3 さいたま緑のトラスト運動：さまざまな機会に募金活動を行っています
- 4 税の作文（中学生）、租税教育（小中学生）：租税教育に取り組んでいます

この他、法人会では、税制改正に関する提言、税の啓発活動などの活動を行っています

会員増強強化運動実施中：新規会員をご紹介ください

国税庁からのお知らせ

■地方法人税が創設されました

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法(平成26年法律第11号)」により地方法人税が創設されました。これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

詳しくは、国税庁PRリーフレットをご覧ください。

◆国税庁 地方法人税リーフレット(PDFファイル)ページ

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/hojin/sanko/hojin_pamph.pdf

■「適用額明細書記載の手引」等について

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定され、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。

現在、国税庁ホームページにおいて、「適用額明細書」記載時の参考となるよう、平成26年度税制改正に対応した「適用額明細書の記載の手引き」、「税制改正に伴う区分番号の改正点」、「区分番号一覧表」等を掲載しております。

▼掲載場所▼

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/tekiyougaku/h26.htm>

雑学・雑談の庭

鳴かぬホタルが身を焦がす

フリーランスライター 藤木順平

「いったい、何事があるんだろう? もう夜の9時、それにあそここの家では、まだ明かりがついている」(『博物誌』新潮文庫)と、フランスの作家ルナールが表したのは蛍である。

蛍は日没後、1~2時間が最も多く飛び回る。近くに川があったら初夏の夕涼みがてらに出かけてはどうか。ただし、どの川にもいるわけではない。

蛍は河川浄化の指針となっているが、それは日本の代表的な蛍であるゲンジボタルとヘイケボタルの幼虫が、水のきれいなところでしか生きられないから。

知人の農学博士がある町の役人から「町内を流れる川の周辺を蛍でいっぱいになりたいのだが…」と相談を受けた。そのあと「ほかの虫がでてきては困る」と言ったそうだ。彼は、自然保護の前では蛍も“ほかの虫”も一緒であるとして、この申し出を断った。

ことわざに「鳴く蝉よりも鳴かぬ蛍が身を焦がす」というのがある。「焦がす」なら「熱」はあるのか…。蛍の光は化学反応で生まれて、熱はほとんど出ないというのが正解だ。

先のことわざは「口に出してあれこれ言う者より、口に出して言わない者のほうが心の中で深く思っている」という意味。「男は黙って…」ってか! しかし、わかってくれるかな?

藤木 順平(ふじき・じゅんぺい=本名・藤田順一)

フリーランスライター。1976年早大理工学部卒業。NHK「てんぶく笑芸場」の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ「アメリカ横断・ウルトラクイズ」のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかたわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで(株)エフシージー総合研究所に勤務、労働組合などの広報誌紙向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

NEW

法人会の「経営者大型総合保障制度」に、
新たなラインナップ＝「Tタイプ(無配当就業障がい保障保険)」登場!!

◎「Tタイプ」とは…経営者の病気や事故による就業不能リスクを幅広く保障する制度です。

Tタイプの
主な特長

- ①経営者向けの高額保障…最高1億円の保障を準備することができます。
- ②公的制度と連動した分かりやすい保障内容
…1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けたときに、保険金をお支払いします。
- ③死亡保障をなくして障がい保障に特化
…既に死亡保障を準備されている方でも、保障内容が重なることなく加入できます。

保障内容や保険料等、制度内容の詳細は大同生命の制度推進員にご照会ください。

II AIU保険会社

さいたまSオフィス TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844

「政府労災があるから」と安心していませんか? それだけでは補償が足りない場合があります!

政府労災保険ではカバーされない範囲をしっかりと補償!
『ハイパー任意労災』が貴社の経営と働く人を守ります。

《ハイパー任意労災の特長》

- ①労災認定を待たずに保険金をお支払いします。
- ②保険金をご契約者である企業様へお支払い。
- ③証券1枚で下請け作業員・1人親方・派遣社員などすべての働く方が補償の対象になります。
- ④定額+労災賠償のダブル補償です。
- ⑤人数を問わない契約方式で、人員の増域があっても自動的に補償を開始します。
- ⑥法人会制度として割安な掛け金です。
弊社の制度推進員をよろしくお願いたします。

III アメリカンファミリー生命保険会社

埼玉総合支社 TEL.048-645-0861 FAX.048-645-1380

法人会福利厚生制度の特徴

- ①お一人様からでも集団料率の割安な保険料でご契約できます。
- ②会員企業にお勤めされている皆様をご契約者となる場合、ご家族も割安な保険料でご契約できます。
- ③従業員様をご退職された後も、保険を継続していただけます。(ご退職後の保険料は個別料率になります。)
- ④法人が契約者の場合、役員・従業員の保険料は損金に算入することが認められます。

読みもの



モノづくり日本と海外展開

ジャーナリスト 海部 隆太郎

伝統的な騎馬攻撃を仕掛けた武田勝頼軍を織田信長・徳川家康連合軍が破ったのが1575年の「長篠の戦い」だ。3000丁の鉄砲による三段撃ちは武田軍に甚大な被害を与えたことは有名な話である。その鉄砲だが、ポルトガル船が種子島に漂着した「鉄砲伝来」は1542年ごろといわれている。逆算すると、当時の日本人は30年足らずで鉄砲を造り上げ実用化したことになる。これほど短期間で技術力を身に付けたことに感心する。

古い話で恐縮だが、筆者が学校で教わったのは、日本は外国から資源を輸入し、製品に加工して輸出する加工貿易の国。資源の乏しさが技術力を高めた、という記憶がある。そこから日本はモノづくり立国とつながるのだろう、と考えていた。ところがそうではなく、モノづくりは、16世紀から続く伝統であり日本のDNAなのだ、と考える。世界情勢がいかに変化しようとも、DNAに組み込まれたモノづくりの心はなくなるはずだ。

数年前に経済学者から聞いた話だが、当時のポルトガルは、トルコなど近隣諸国から鉄砲を買取り外国へ運ぶ貿易が主であり自らは生産力を持たなかった。中世の大国が国力を失う要因がそこにあったと、当の経済学者は強調していた。

日本のDNAは永遠か

景気は少しずつ上向いているようであるが、景気回復を確実な軌道へ乗せるため、政府は成長戦略に向けた目標を相次いで打ち出している。日本再興戦略では、新たに1万社の海外進出を目標とすることも書き込まれている。主なターゲットは、海外展開をし

ていない中小製造業で、商工会議所や関連支援団体では、海外進出のノウハウや注意事項などを説明するセミナーを積極的に開催している。

少子高齢社会となった日本市場は縮小し、人口が増大する新興国は経済成長とともに大きな市場になる。当然、国内だけをみていれば成長はなく、活路を海外に見出すほかに日本経済の発展はないし、本格的な景気回復もない。

だが、不安に思うのは、日本の悪しき癖ともいえる、行先はわからずともバスに乗り遅れまいとする気質だ。海外に目を向けなければ時代遅れと思われてしまうのでは、と考える経営者がいれば、そうではないと言いたい。

紙幅の制限もあり海外展開の賛否両論を紹介できないが、以前の生産を主体にした海外展開から市場を狙った海外へと流れは変わっていく。その状況から、海外市場で受け入れられるためには日本にあった開発も海外に移していくことになるのではないか。ここからモノづくりのDNAが欠けていくことを危惧する。もちろん杞憂である可能性は高いと思うのだが。

海外展開は必然だが、すべてではない。あらゆる面でグローバル化を推進すべきだが、それは迎合ではなく、守るべき伝統を鮮明化することで成り立つと思う。今後、空洞化論議が再燃するような気がしてならない。

海部 隆太郎(かいべりゆうたろう)

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。企業が抱える幅広い課題を取材する。

読みもの

「誰のために 仕事をしているのか」 を考えてみよう

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆ 嫌な仕事にも意味がある

働く人の相談を受けていると、「今の仕事に意味を感じません」「自分でなければいけない理由が分かりません」という話が出ます。

メーカーで10年以上システム担当として働いている男性と、キャリアの相談というテーマで話し合いました。男性は「自分がしたいことではなかった。辞めようと思います」と切り出しました。

このケースは「仕事の意味とは自分がやりたいこと」と思っているからではないでしょうか。この見方を「自分の仕事は他人にとってどんな意味があるのか」とちょっとずらして考えてみると、辛い、やりたくないという考えが変わるはずですよ。

話題を変えて、例えば母親の子育てを考えてみましょう。「この子のために私がいる」と思うから、大変な毎日でも、幸せを感じるはずですよ。

嫌な仕事と感じているシステムの仕事も「なぜやっているのか」ではなく、「自分が保守管理しているシステムのために製品はスムーズに流れ、お客さんを満

足させることにつながっている」と考えれば、仕事にも身が入ると思います。仕事には必ず意味がある、必要とされている、と受けとめることが大事ですよ。

◆ 被災地のボランティアで実感した 「働く意味」

やはり「働く意味が見出せない」と相談にきていた20代後半の製造現場で働く青年がいました。相談が途切れて気になっていたのですが、久しぶりに連絡が入り面談しました。

笑顔で現れ、開口一番「実は有休を使って2週間被災地で地盤整備のボランティア活動をしてきました」と語りました。きつい、きたない、きびしい…の仕事です。しかし、被災地で、ふだんなら嫌がられる仕事に黙々と取り組んでいる多くのボランティアを見て、青年も仲間に入ったのです。そして、自分がやっている仕事が、被災者のために直接役立ったことが実感できた時、「これが仕事なんだ」と納得したのです。

だれもがボランティア活動をするわけではありません。しかし、この青年の行動は大きな教訓を秘めています。業種や部署を問いません。この会社で(あるいは社会で)、自分がどういう位置にいて、自分がやっていることが周りの人たちにどんな意味があるか(役立っているか)が分かった時、前向きな気持ちになるでしょう。

自分がやりたいことをするために目標を作って努力する姿勢を否定はしません。しかし、仕事をする本当の喜びは、たとえ「しんどい」と思うことでも、だれかのため、と考えた時に感じるものです。仕事をしていて気分が滅入った時、ちょっと思い出してください。



柏木 勇一(かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。



法人会のビジネスガード *Series* Business Guard

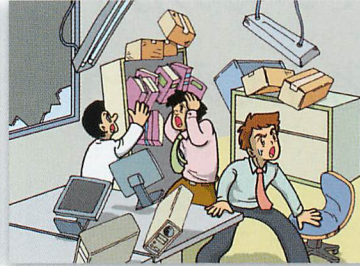
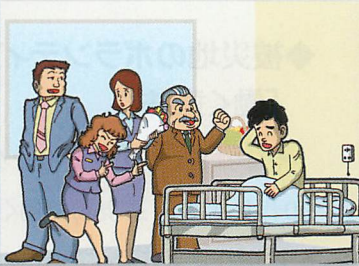


会員企業をサポートする、AIUのリスクソリューション 企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

法人会のハイパーメディカル
(ハイパー任意労災 メディカル特約)
病氣入院費用の上乗せ補償

会社に入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用補償特約・
疾病入院医療保険金支払特約
等セット



法人会のハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

地震災害のリスクをガード

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- ハロー健康相談24
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス

※本サービスはAIU 保険会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問合せください。

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先
埼玉支店
〒330-0854
さいたま市大宮区桜木町 1-10-16 シーノ大宮ノースウイング 13 階
TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844
(受付時間：午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
(平成25年度「インシニアランス生命保険統計」)

がんを含む
病氣やケガの備えに

— 法人会 —
**ちゃんと応える
医療保険**
EVER

新登場!!

since 1974

心配な「がん」の備えに

— 法人会 —
**新 生きるための
がん保険** Days

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

埼玉総合支社
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-9-6 大宮センタービル 14F
法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2014-0033 8月26日